

新出敦煌孝子伝資料と変文の関係

—羽田記念館所蔵「西域文献資料写真」所収孝子伝資料をめぐって—

湯谷 祐三

キーワード…羽田記念館・敦煌・孝子伝・舜子変・太平記

—

中国に発し朝鮮半島そして日本へと広く流布展開した親孝行譚、特に「孝子伝」説話の研究は、近年、日本古典文学研究の立場からの黒田彰氏らの一連の業績など、新たな展開を見せている^{〔注1〕}。親孝行譚といえは直ちに想起されるのが「二十四孝」説話であるが、「二十四孝」として「整理」される以前に、記された人以外にも多くの「孝子」が存在し、彼らを主人公とした「孝子伝」説話が生成していた。また、「二十四孝」に關しても、「二十四孝」のテキストには記載されなかった多様な説話がある。その背後に控え、それらは文献資料のみならず、画像石・漆棺画・彫刻など様々な形態で今日に伝残している。最近の孝子伝研究の進捗は、「二十四孝」に漏れた孝子達、あるいは「二十四孝」説話には除外された孝子

説話の多様な展開を浮き彫りにし、様々な資料を総合して考察することを可能とした。

ところで日本には、舟橋本孝子伝や陽明本孝子伝といった「二十四孝」以前の古い「孝子伝」の姿をうかがうにたる資料が現存し^{〔注2〕}、さらに近年、『三教指帰注』の中の引用文として伝残することが報告された孝子伝の存在を考慮すると^{〔注3〕}、鎌倉期以前に複数の古孝子伝が本邦に舶載され流布していたことがわかるのであり、日本古典文学との關係についても、つとに舟橋本・陽明本の両孝子伝と『今昔物語集』や『私聚百因縁集』・『太平記』との關連が考察され、日本の説話文学における孝子伝研究の重要性を示唆している^{〔注4〕}。

もちろん、中国文学研究の方面からも、敦煌資料に含まれる孝子変文

や孝子伝説話が研究されていることは言うまでもない^(註5)。

さて、本稿では、従来学会に知られず、近年偶目する機会を得た敦煌孝子伝資料を紹介し、最新の孝子伝研究の成果をふまえて、特に舜に関する孝子伝と変文との関係を考察する。

二

京都大学の付属機関である羽田記念館に蔵される、故羽田亨博士が撮影された李成鐸旧蔵敦煌出土写本の写真の存在は、既に落合俊典氏によりその沿革の報告がなされ、特に阿闍世王の因縁を説いて敦煌壁画や中国・日本の浄土經典と関係の深い古逸經『照明菩薩經』の存在が紹介されて、学会に大きな衝撃を与えたことは記憶に新しい^(註6)。同氏のご指示により、早速同館にて資料写真を閲覧させていただいた結果、従来未紹介の敦煌本「孝子伝」資料の遺存に気づいたので、羽田記念館のご許可を得て、以下にその内容を紹介させていただく。なお、この資料写真の沿革については落合氏の御論を参照されたい。

羽田記念館蔵「西域文献資料写真」所収の「孝子伝」資料（以下、仮に羽田本「孝子伝」あるいは羽田本と略称する。ただし、既知の「孝子伝」資料と同様、原本には「孝子伝」という名称はどこにも見えない）は、写真No.七四八から七五四までの七枚、装丁は卷子本で、裏面の様子は不明であるが、写真を見る限り透けて見える文字はなく、孝子伝のみ単独で片面に書写されている模様である。写真のためその正確な法量は

不明であるが、およそ縦三十糎前後と推測される。一部の書き込みを除いて全一筆で書写されている。各写真の連結具合（重複撮影の確認）、料紙の継ぎ目とその前後の内容を検討した結果、これら七枚の写真は、すべて接続した一巻の卷子本の一部を撮影したものであり、写真番号の混乱や料紙の錯簡はないと考えられる。ただし、写真に写っていない部分についての情報はなく、孝子伝資料をはさむ前後の書写状況は不明である。

次に羽田本「孝子伝」の構成を写真の順序に従って通覧してゆく（次章の翻刻を併せて参照されたい）。No.七四八の全七行は「舜子」の説話である（七行目の途中「其詩曰」まで書写されている）。No.七四九の全十三行とNo.七五〇の全六行（No.七五〇の一行目はNo.七四九の最終行と重複して撮影されている）、そしてNo.七五一の一行目から三行目までは「舜子変文」（一部）、続く四行目から十行目までは「郭巨」説話、続く十一行目から終わり十四行目まで「閃子」説話を記す。No.七五二の冒頭二行は前の写真の末尾二行を重複して撮影しており、三行目から六行目まで「閃子」説話の続きを記す。続く七行目から十二行目までは「王褒」説話を記し、最終行の十三行目から「向生」の説話が始まる。No.七五三の一行目と二行目はNo.七五二の終わり二行を重複して撮影、No.七五三の二行目から八行目まで「向生」の説話を記し、九行目は空白、十行目より終わり十三行目まで「舜子」説話（あるいは変文）の末尾の詩が記され、十三行目の後半には、異筆で「詠神龜」と書かれている。No.七百五十四の

冒頭二行は前のNo七五三の末尾二行と重複して撮影され、三行目から終りの六行目まで「詠神龜」詩の本文が記された後、空白となっている。

以上をまとめると、羽田本にはA「舜子」、B「舜子變の一部」（継母が舜を井戸で生き埋めにしようとする場面）、C「郭巨」、D「閃子」、E「王褒」、F「向生」、G「舜子説話の詩」という五人七種の孝子伝資料が連続して収録されていることがわかる。ただし、A・B・Gの位置についてはは少しく注意が必要で、写真で判断する限り、No七四八の「舜子」説話は、末尾の詩を記さず途中で途切れ、続くNo七四九はその一行目頭より「舜子變」の一部が開始するが、その冒頭の句「後妻既被瞽叟容許設計」は後述のごとく従来の「舜子變」には見られない独自文である。その後、「郭巨」、「閃子」、「王褒」、「向生」の各説話をはさんだ後、唐突に「詩曰」として「舜子」説話末尾の詩が記される（この詩は変文のそれとも同型）。この「詩」は形式的にはNo七四八の末尾「其詩曰」に接続するのが適当であるが、向生の説話の終わりより一行あけて連続して記されており、写真でみる限りその間には紙の継ぎ目がないから、No七四八に接続させることは不可能で、即ち現状において錯簡が生じているわけではない。

三

次にその翻刻本文を掲げる。原則として本文と同様の字体を使用し、潘重規氏編「敦煌變文集新書」（民国八三年、文津出版社刊）を参考にし

て句読点を付した。改行は原本のままである。（一）内は筆者による注記、本文中の「」は「敦煌變文集新書」による補入であり、テキスト横のポイントを落とした傍記は同書との異同である。圏点は、その語句が同書にみえないことを表す。「」には私に孝子名等を記した。■は底本における墨滅である。底本の字体は他の敦煌本孝子伝資料と同様に、判読に困難な部分が多々あり、写真の併載が望ましいものであるが、残念ながら今回影印は許可されなかったため、翻刻のみにての紹介となった。

羽田記念館所蔵西域文献資料写真

No. 七四八

【A舜子】

1 昔舜子者、冀邑人也。早喪慈母、（独養老父瞽叟）。瞽取後妻、々譜其夫、

2 頰欲煞舜。令舜滸井、以石壓（之）、釋帝照見。東家井出。

3 舜遂奔耕歷山、後聞米貴、将来与冀都而出来、乃見

4 後母、就舜買米。舜見父母、密与其錢及米置於囊中。

5 如此数度、（後母到家、具說上事）。瞽疑是舜、（令妻引了）、遂往都市、

高声喚君云、子

6 之語声、（以）似吾舜子。（舜）知是父母、遂撥人向父（親抱頭）而哭、

以舌舐（其父）

7 眼、々得再明、（市人見之、无不驚怪）。其詩曰

「李氏成澤」（陰刻方印）、「敦煌石室秘笈」（陽刻方印）

No.七四九

【B 舜子變の一部】

- 1 後妻既被瞽叟許設計、不經旬日之間、〔後妻〕設得計成、
- 2 白瞽叟曰、妾見廳前枯井、三二年來無水、交伊舜子
- 3 淘井、把取大石〔填壓〕(校2)甲死。瞽叟報言娘子、〔娘子〕(校3)雖是女人、設計大

- 4 能精細。高声喚言舜子、阿耶見廳前枯井三二年來
- 5 無水、汝若淘井出水、不是兒於家了事。舜聞淘井、心
- 6 自知之、便脫於衣、井邊跪拜、入井淘泥。上界帝釋、密降銀
- 7 錢五百文、入於井中。舜子便於泥濘中置銀錢、令後母為〔校4〕
- 8 兒挽出。數度錢訖。上報阿〔耶〕孃言、井中水滿錢盡、遣我出
- 9 着、与飯一盤食者、不是阿孃恩德。後母聞言、於瞽叟
- 10 詐云、是你怨家有言、不得使我銀錢、若用我〔銀〕錢者、出来
- 11 報官、渾家不殘性命。
- 12 瞽叟既見後妻讒說將謂是實、遂即嗔怒、便〔即〕与大石
- 13 填塞。舜子後母有〔一〕女把着阿耶、阿耶若煞却前家

No.七五〇

- 1 (No.七四九第13行)
- 2 歌子、交兒等甚処出頭。阿耶不聽、其言、拽手与石
- 3 填井。

(約八行分空白)

- 4 阿耶既抛石填入井。帝釋變作一卷黃龍、引舜通穴
- 5 往東家井出。舜叫聲上報、恰值一老母取水、因云、井中
- 6 是甚人乎。舜子答云、是西家不孝子。老母便知是舜、

No.七五一

- 1 牽拙出之。舜即泣淚而拜。老母便与衣裳、串着身上、
- 2 与■食一盤喫了。報舜云、汝莫歸家、但取你親阿孃
- 3 墓去、必合見阿孃見身。說詞已了、舜即尋母(こゝまで舜子變文)

【C 郭巨】

- 4 郭巨者、河內人也。養母至孝。時遇飢荒、儉夫妻為人傭作、
- 5 每至喫食、減飯將婦、留餒老母。巨有一兒、常奪阿婆飯食。
- 6 遂得不飽。巨告妻曰、兒死再有、母難重得、你可斂兒存母。
- 7 若不如是、母當餓死。遂令妻抱兒、巨自將鍬鑿穿地三尺、
- 8 擬欲埋之、天愍其孝、乃賜黃金一釜、并〔有〕一卷之文、詞曰、金
- 9 賜孝子、官不得侵、私不許取。詩曰、郭巨專行孝養心、
- 10 時年飢儉苦來侵、每被孩兒奪母食、生理天感賜黃金。

【D 閃子】

- 11 閃子者、嘉夷國人也。父母年老、並皆喪明。閃子晨夕侍
- 12 養無闕、常著鹿皮之衣、与鹿群為伴、擔瓶取水、在
- 13 鹿群中。時遇國王出城遊獵、乃見澗下有鹿群行。

14 遂王張弓射之。悟中閃子^(殺)、失聲號叫云、一箭煞三人。

No. 七五二

1 (No. 七五一第13行)

2 (No. 七五一第14行)

3 王聞之有人叫聲、下馬而問。閃子答言、父母年老、

4 又俱喪明、侍養無人、必應餓死、語了身亡。詩曰、

5 閃子行(尊)孝事親、不恨君王射此身、父母年俱失^老兩目

6 誰知一箭煞三人。

【E 王褒】

7 王褒者、魏郡人也。養母至孝、母後命終、日夜培墳。々側

8 有松柏樹、褒若向墳啼哭、其樹^為即之變色、枯悴不同

9 常日。母生存之日、常怕雷驚。(王)褒每聞雷聲、即便奔赴

10 墓所告曰、褒今在此、願[■]嬢勿驚。詩曰、

11 王褒慈母怕雷聲、每至春間不得寧、及至百年亡沒

12 後、抱墳猶怕阿耶嬢驚。

【F 向生】

13 向生者、河内人也。慈母年老、兩目俱盲、時遇賊寇相陵。向

No. 七五三

1 (No. 七五二の12行)

2 (No. 七五二の13行)

3 生遂被討征。新婦在家、向生厭賤、好食自喰、好食將^鹿与向母。

4 々々々自嗟嘆云、不種善因受此艱苦。新婦大怒、及取猪糞和^乃

5 食与喰、又更罵辱。天見不孝、降雷霹靂至死。又書

6 背上云、向生妻五逆、天雷霹靂打煞、阿家^向目再明。詩曰、

7 向生養母值艱危、被討辺墟未得帰、新婦家中不孝

8 天雷霹靂背書^{上七}之。向生妻逆天雷打死。(この一句は少し小さい字で書か

れている)

9 (一行空白)

【G 舜子の続き】

10 詩曰、瞽叟墳井自目盲、舜子從來歷山耕、

11 將來冀都逢父母、以舌舐眼再還明。又詩曰

12 孝順父母感于天、舜子^舜淘井得銀錢、父母拋石壓舜子、

13 感得穿井東家連、^(以下異筆)詠神龜

No. 七五四

1 (七五三・12)

2 (七五三・13)

3 海中有神龜、鳥擊共相隨、遊於世間故、皆衆人

4 不知道鳥銜牛、粉口稱我是龜不能認口舌

5 被煞殘死屍、我薄時儂當此時習惡煩名見苦舌

6倍^(?)起我人徒度世、猶如撲鯨神海龜」(ここで写真は切れている)

翻刻校記

校1「君」は「君」のような字をすり消している。

校2「壓」を消して横に「甲」とする。

校3「娘子」の横に「〃〃」とある。

校4「為」は変文では「挽」であるが、このあたりの語句は双方異なる。

校5「閃子」の横に「〃〃」とある。

行間書き入れ(孝子伝とは筆跡異なる)

七四八の2行目と3行目の間に「百行章一卷桂正論」

七四八の3行目と4行目の間に「占察三墳廓遠論」

七四八の4行目と5行目の間に「世尊金光」

七四八の5行目と6行目の間に「即食眼下覺清淨地藏」

七四八の7行目の後に「大般若波羅密多經、尔時世尊從三昧起告觀自在」

七五〇の3行目と4行目の約八行分の空白部分に「般若波羅蜜多心經一

卷ノ如是我聞一時薄伽梵在王舍城ノ鷲峯山中与大苾芻衆及ノ諸菩薩^(ママ)訶摩

薩俱」とある。

以上の書き込みは同筆。

七五四の6行目のあとに「奉報四恩聽聞法界和南一切賢聖」(倒錯、筆跡

は他の書き込みと異なる)

四

敦煌より発見された「孝子伝」は、一九五七年に人民文学出版社から刊行された王重民氏等編「敦煌変文集」に収録されて以来、その名前が知られるに至ったが、この「孝子伝」は五種類の敦煌資料を「校録」したものであり、そのいずれにも「孝子伝」なる原書名はつけられておらず、厳密に云えば「孝子伝」という資料は存在しないということなど、その取り扱いに少しく注意を要することが、王三慶氏や黒田彰氏により指摘されている^(註)。前記「敦煌変文集」所収の「孝子伝」と「舜子変」に用いられた原資料は、次の五種類である。Pはフランスのペリオ文書の番号、Sはイギリスのスタイン文書の番号を示す(Vは紙背を示す)。

原巻―P二六二―(二十三条、孝子名を略す)

甲巻―S五七七六(鮑出・王祥・王循・王褒・呉猛・伯夷叔斉の六条)

乙巻―S三八九V(明達・郭巨・舜子・文讓・向生の五条)

丙巻―P三五三六V(閃子・舜子・向生・王褒の四条)

丁巻―P三六八〇V(丁蘭・王褒・王武子・閃子の四条)

舜子変―S四六五四(後欠本)・P二七二―V(前欠本)

次にこれらの資料と羽田本「孝子伝」を比較し、羽田本と一致する資料を確定してゆく。敦煌資料については「敦煌変文集」を校訂した潘重規氏編「敦煌変文集新書」(以下「新書」と略称する)を利用し、必要に応じて「敦煌宝蔵」所収の原本影印を使用する(乙・丙・丁巻については黒田彰氏「孝子伝の研究」にも掲載されている)。

A「舜子」は、「新書」と比較する限り、「独養老父瞽叟」や「後母到家、具説上事」などの語句を欠き（翻刻の校訂を参照）、相違度が高いように見えるが、影印を参照すると、これらの箇所はすべて丙巻と一致することがわかる。これらの異同の存在は、乙巻を底本としたとおぼしき

「新書」では言及されず、注意が必要である。特に「新書」で乙巻により「孝感於天、激」とするところ、羽田本では「釋帝照見」とある。丙巻を見ると、料紙がかすれて文字が判然としないが、羽田本を考慮して、残存する墨跡を判断すると「帝釈照見」と解読できる。この相違も「新書」では校記に言及されないが、単なる本文校訂の問題にとどまらず、説話内容に関わる重要な異同である。すなわち、乙巻の「孝感於天、激」では、その「天」は、儒教でいうところの「天」なのか、仏教のそれなのか区別がつかないが、丙巻及び羽田本の「帝釈（釋帝）照見」であれば、この孝子伝に仏教的要素が既に入り込んでいることが確認できる。さらにこの帝釈天の擁護は次に検討する「舜子変」でも重要な要素となっており、変文の生成過程の問題として、孝子伝から変文へという道筋が推定されることにもなるのである。なお羽田本では、末尾の詩の始まるところで何故か中断され、B「舜子変の一部」が続いて書写されている。孝子伝「舜子」をしめくくる詩は、No七五三の10行に飛んで書写される。その後に筆跡を異にして、「詠神亀」なる詩が続く、この「詠神亀」については未詳であるが、P二一二九Vに「海中有神亀、兩鳥共相隨、遊於世間故、老衆人不知（あるいは如？）、道鳥衛牛糞、口称我且帰、不能

謹口舌鬼殺老死屍、口上神亀一首」とあり、五行目の途中まで羽田本と一致するようである^{註80}。

さて、羽田本のB「舜子変の一部」であるが、長大な変文全体の内、舜子が古井戸で生き埋めにされようとする部分だけを抄写している。その前後の続き具合からして、明らかに長い底本の一部を書写したとおぼしく、特に井戸の説話に絞って抜き書きしたと思われる。最初の語句「後妻既被瞽叟容許設計」は圈点を付した通り、「新書」には見えないもので、その内容は次に続く「不経旬日之間、〔後妻〕設得計成」と同様のもので、やや重複した感がある。以下ほぼ「新書」と一致する記述が続くが、No七四九の12行にいたり、「瞽叟既見後妻讒説將謂是実遂即噴怒」と独自文が現れる。その直前の11行は行の途中で改行されており、不審の箇所である。「新書」と比べると、この一文を除いて特に大きな異文はなく、羽田本の独自文が書写の底本に由来するものなのか、それとも書写者の作文にかかるものなのか、確定はできない。同様の状況はNo七五〇でも見られ、3行目は「填井」のみで改行され、約八行分もの空白を置いて、次に本文が開始される4行目の冒頭「阿耶既抛石填入井」は、やはり羽田本の独自文であり、この一文もその直前の「挽手与石填井」と意味的には重複している。これらの不審な書写態度について、今その理由をにわかに推測することはできないが、変文という資料自体が、書写流通の途上で本文に変化の生じる機会が多いという性格をもつものではないかと考えられる。さらにA「舜子」とB「舜子変の一部」は筆跡が

一致し、同一の筆者により書写されたと思われることから、孝子伝と変文が同時期に存在し書写流通していたことが推定される。

C 「郭巨」を記す敦煌本『孝子伝』には原巻と乙巻があるが、『新書』において並列して列挙されていることからわかるように、両者の間には本文に異同が多い。羽田本に關して言えば、詩歌も含めて乙巻と本文的に一致し、大きな異同は見あたらない。

D 「閃子」については、丙巻と丁巻が比較の対象となるが、いくつかの問題がある。羽田本で「並皆喪明」とするところ、『新書』では「並皆喪亡」とし、この「亡」については校記を付して、「規案・丙巻「亡」字、變文集作缺文」とするが、丙巻の影引を検ずるに、「喪」の下には明らかに「明」が見える。丁巻でも同様で、ここでは「亡」の字を記す資料は存在せず、羽田本も又「明」に作り既知資料と一致する。案ずるに「喪」の下半分を「亡」と判読したのではないかと思われる。羽田本「常著鹿皮之衣」のところ、『新書』でも同様に作り、校記では『敦煌變文集』で「帯」と作るどころを丙巻により「常」に改めたとする。以下同様のみてゆくと、丁巻は冒頭より約五十文字程度を記したあと料紙を欠き、その後の展開はわからないが、現存部分を比べる限り、丙巻とほぼ一致する。

しかし、羽田本と比較する時、羽田本が「与鹿群為伴」とするところ丙巻は同文であるが、丁巻は「与鹿為伴」とし「群」を欠く。このことから強いて系統づけるとすれば羽田本は丙巻と一致すると言えよう。ただし末尾の詩の中で丙巻が「閃子行尊孝事親」とするところ、羽田本は

「尊」字を欠く。また丙巻が「父母年老失兩目」とするところ、羽田本は「老」を「俱」に作る。これらはいずれも意味的には丙巻が妥当と思われる、羽田本は本文系統が違ふというよりも、誤写によりこうした異同が生じたと考えておく。

E 「王褒」は比較の対象が原巻・甲巻・丙巻・丁巻と各種あり、このうち甲巻は末尾に出典を「晋」陽春秋記」と記し、古佚類書からの引用であることが推定されるものであるが、「王褒、字元緯、修之孫也」と書き始め、冒頭から羽田本と相違するのであり、約四十字しかない原巻も同様である。よって直接本文比較が有効なものには丙巻と丁巻ということになる。この両者と羽田本の近似度は比較的わかりやすい。羽田本が「日夜培墳」とするところ、丁巻は同文であるが、丙巻は「夜」がない。「其樹即之變色」も丁巻は同文であるが、丙巻には「其樹」がない。同様に「褒每聞雷声」の「声」（丁は「声」、丙は「驚」）、「抱墳猶怕阿耶孃驚」の「抱」（丁は「抱」、丙は「語」）など、丁巻と丙巻の異同部分において、羽田本はことごとく丁巻と一致することから、これは単なる誤写により発生した相違ではなく、底本の本文系統の違いに起因するものと推定されるのである。

F 「向生」は比較の対象が乙巻と丙巻の二種類であるが、乙巻は冒頭の二十四字以降文字がない。伝残する部分では、羽田本が「時遇賊寇相陵」とするところ、乙巻は「時属賊寇相陵」とし、丙巻は「時遇賊寇相陵」とする。乙の「属」を誤字とみれば、羽田本は乙巻に類似すると

えるが、さほど強く主張することはできないだろう。これ以降、乙巻との比較はできなくなり、丙巻と羽田本との関係を考察することになるが、両者ほぼ同文的に一致する。ただし羽田本で「阿家両目再明」とするところ、丙巻は「両目」を欠く。特に注意したい点は、末尾の詩の最後の句で羽田本が「天雷霹靂背書之」とするところ「新書」は「天雷霹靂背上亡」とするが、丙巻の影印を検するに「新書」で「上」とするところは、「書」の草書体ではないかと思われる。さらにその下の字は「之」のほうに「亡」よりも適当であると考ええる。意味上も、姑に不孝を行い天雷を受け死亡した向生の妻の背中に、天誅の理由が書かれていたというものであるから、羽田本の方が原態ではないかと推定する。羽田本では、これに続いて「向生妻逆天雷打死」という句が、本文より小さい字で書かれている。これはまさに妻の背中に書かれていた内容で、説話の本文に沿ったものであるが、八字であることから詩の一部とは考えられず、この句は書写の段階で付加されたものではなからうか。

「向生」に続くG「舜子説話の詩」について、比較の対象となるのは、【舜子変】(P二七二—V)と乙巻・丙巻である。羽田本が「以舌舐眼再還明」とするところ、【舜子変】と乙巻はこれに一致するが、丙巻は「還」を「得」とする。また、羽田本「舜子淘井得銀錢」とするところ、やはり【舜子変】と乙巻はこれに一致するが、丙巻は「銀」を「金」とする。よって、この詩は乙巻の舜子説話の末尾、あるいは【舜子変】の末尾に位置したものであることがわかる。先述のごとく、A「舜子」が丙巻と

一致することを重視すれば、詩の部分だけ乙巻を使用するというのは不自然で、さすればGは【舜子変】に含まれていたものと考えられることもできる。

以上、羽田本と敦煌本【孝子伝】や【舜子変】との比較結果をまとめれば次のようになる。

- A「舜子」——丙巻に一致。
- B「舜子変」——【新書】とほぼ一致するも、看過できぬ相違点あり。
- C「郭巨」——乙巻に一致。
- D「閃子」——丙巻に一致。
- E「王褒」——丁巻に一致。
- F「向生」——乙あるいは丙(特定不可)。
- G「舜子説話の詩」——乙あるいは【舜子変】(特定不可)。

五

敦煌【孝子伝】の諸資料は、その形式から分類して、伝の末尾に典注記を有し、【事森】といった敦煌類書の抄出とおぼしきもの(原巻・甲巻)と、それらとは対照的に典注記を有せず、原則として条末に七言四句体の詩を有するもの(乙・丙・丁巻)の二種類に大別される。王三慶氏は前者を「通俗類書系統」(「散文叙事的類書系統」、後者を「変文系統」(「散韻合体的変文系統」と名付け、曲金良氏は前者を「筆記小説体」、後者を「伝替体」と呼ばれている^{注5)}。羽田本【孝子伝】は、その

本文比較から明らかのように、末尾に詩をもつ形式のグループに属するもので、乙・丙・丁巻のそれぞれと同文的に一致しているのである。

これをもとに各巻の重複関係を明示するため、舜子変を除いて、羽田本に含まれる五人の孝子を中心とする表を作成する。なお表に挙げた以外に、乙巻には「明達」「文讓」が、丁巻には「丁蘭」「王武子」が存するが、羽田本や他の敦煌本「孝子伝」とは共通しないので省略する。黒丸は羽田本と一致することを表す。「向生」については、前記のように乙・丙のどちらか特定できないので、両方に黒丸を付した。

		舜子	郭巨	閃子	王褒	向生
乙巻	○	●				●
丙巻	●		●	○	○	●
丁巻			○	●		

これを見ると羽田本の五人の孝子のうち、郭巨を除く四人までが乙・丙・丁巻のいずれかに重複して存在する孝子であることがわかる。さらに興味深いことは、羽田本が乙・丙・丁のいずれの巻にも偏向して一致しないということである。黒丸の数から言えば、丙巻と一致度が高いようであるが、前述のごとく「王褒」では、丙・丁のうち丙巻を排除して、明らかに丁巻と一致するのである。そもそも、羽田本に引かれる五人の孝子のうち、舜子・閃子・王褒・向生の四人の説話は、例えば舜子

は乙・丙の両方に存在し、閃子は丙巻と丁巻の両方に存在するというように、すべて乙・丙・丁各巻のいずれかにまたがって存在しており、さらにそれらを比べると類似したものでありながら、細部においては明らかに異なっているという特異なものである。そして羽田本は、そのいずれにも偏しない、つまり、乙・丙・丁と羽田本の四本について、系統分類することが困難なのである。これらは、特定の固定した「底本」が伝写されて生成した写本というよりも、固定した「底本」は存在せず、さらに各「孝子伝」をまとめて「孝子説話集」というがごとき書物としての体裁をも成さず、常に巻子本の紙背やそれに類する料紙に抄写され、その場限りの組み合わせを形成して、次の書写段階ではその組み合わせは切り離され、別の資料からの孝子伝と混合して、新たな組み合わせを形成するというような性格の写本なのではなからうか。乙・丙・丁巻がいずれも紙背文書であり、羽田本もそれに類するものであることは非常に示唆的な現象である。敦煌本「孝子伝」は当初から、こうした形態で発生し、流布していったものではあるまいか。

ところで、乙・丙・丁巻のような、類書からの引用でなく、末尾に詩を有する形式の孝子伝説話を「変文系統」と称することは、しかし、これらのみを材料として「変文」が形成されたり、あるいはこれら自体が「変文」であるということを意味するものではないことを確認しておく。舜子を例をとれば、いわゆる変文系統の舜子説話（乙巻・丙巻）と「舜子変」が目立って積極的に一致するのは末尾の「詩」のみであり、舜が

屋根に登ったところを下から放火する話や、天(舜子変)では帝釈が井戸の底に銀錢を降らせたという「舜子変」の印象的なモチーフは(これは日本の「太平記」にも存在する)、いずれもいわゆる類書系の原巻のみにあつて、乙巻・丙巻には見られないものである。よつて、「変文系統」と称する孝子伝をもつて、これのみを変文の材料とすることは不可能である。

また、形式的にみても、「舜子変」は俗語を交えた会話を多用して物語を進行させており、全体の分量もそれに比例して長大になっているが、変文系統と称される乙巻・丙巻にはほとんど会話文はなく、記事分量も変文に比べると微々たるものである。そもそも、「舜子変」には冒頭に「舜子変一巻」(S四六五四)、末尾に「舜子至孝変文一巻」(P二七二一V)と明記されているが、乙巻・丙巻には何ら題名はつけられていない。よつて、当然ながら変文系統と称する乙巻・丙巻を変文そのものと見なすことはできない(注10)。

かつて道端良秀氏は、「二十四孝」という語句の初出資料として注目される敦煌出土の「故円鑿大師二十四孝押座文」をめぐつて、「押座文」について「講経や今日の説教の前座文というような意味を持つもので、二十四孝を讃嘆する前文である。押座文に続くものが、変文集に載せられている講経文や、変文と名付けられているものである」という認識を示され、「二十四孝の押座文に続く本講ともいうべき、二十四孝の俗文、変文ともいわれる讃嘆文があつたことが想像される」という興味深い予想

をされた(注11)。ただし、その「二十四孝の俗文、変文」がいかなるものなのかは不明であり、現存する敦煌本「舜子変」や今日「変文系統」と呼ばれる敦煌本孝子伝(乙巻・丙巻・丁巻)との直接的な関連を示す根拠を提示し得ない。道端氏自身「それ(二十四孝の俗文、変文ともいわれる讃嘆文)引用者注は元代にあつた二十四孝詩選のようなものであつたかどうか、勿論これについての何らの資料もない現在では、今のところはつきり結論を下すことは出来ない」と断つておられる。

六

次に羽田本が抄写する「舜子変」について考えてみたい。前述のごとく、羽田本は「舜子変」のうちの「井戸」のモチーフに関わる部分のみを意図的に抜き書きしている。この部分のあらすじを述べれば、後母が舜子の生き埋めを意図して古井戸の掃除を命ずるが、帝釈の計らいにより、舜子は銀錢を掘り出して延命し、さらには測道より脱出して、後に市場にて父母と再会し、盲目の父の目を開くというものである。井戸の中の舜を生き埋めにするという設定は、既に前漢の「史記」五帝本紀に見られるものである。

後瞽叟又使舜穿井。舜穿井、為匿空旁出。舜既入深。瞽叟与象共下土実井。舜徙匿空出去。瞽叟象喜、以舜為已死。(「史記」卷一、五帝本紀)

「史記」ではその計画を企てるのは舜の弟の象であり、敦煌本「孝子

伝』や『舜子変』において舜の殺害を瞽叟に唆す後妻はいまだ登場しない。また敦煌本『孝子伝』（乙巻では詩の部分のみ）や『舜子変』では、天（あるいは帝釈）が舜の「孝」に感応し、銀錢を置いて舜を救命するが、この展開は『史記』には全く見られないものである。ちなみに後漢の『論衡』にも井戸のモチーフがあるが、銀錢云々という展開は見ない。

さらに日本の古典文学との関連を見ると、『今昔物語集』の「孝子伝」と近似することで注目される陽明文庫本『孝子伝』の「舜子伝」には、何故かこの印象的なモチーフは見られないのであるが、後に『太平記』巻三十二「天竺震旦物語事」には金銭が置かれたことが明確に記されている。興味深いことは、『舜子変』では置かれた銀錢の額を「五百文」と明記しているが、この金額の明示は、いずれの敦煌本『孝子伝』にも見られず、かえって日本の『普通唱導集』『三教指帰成安注』『慈元鈔』などに見られるのである（ただし、前二者は舜自身が錢を携帯したという設定であり、最後のものは親友が恵与したことになっている）。

中国では既に散逸した「二十四孝」以前の古い「孝子伝」、いわゆる「古孝子伝」の資料として日本に伝残した舟橋本や陽明本の『孝子伝』の貴重なることは申すまでもないが、『三教指帰成安注』に引用される孝子伝の存在などを考えると、日本に伝来流布していたであろう孝子伝資料は舟橋本・陽明本に限られるものではないことが容易に推定される。

この説話の形成をめぐって、前記のように、『孟子』や『史記』と敦煌本『孝子伝』との間には、舜子を生き埋めにしようとする企画したのが舜の

弟なのか継母なのかという相違、あるいは、帝釈天が銀錢を置くという新たな要素が敦煌本に加わっていることなど、その懸隔は顕著であり、『史記』等と敦煌本『孝子伝』の間、つまり後漢から唐の間には、さらに多様な「舜子説話」資料の存在が想定されるわけであるが、文献資料の伝残は必ずしも十分ではない。そこで注目されるのが、北魏を中心に残される画像資料で、以下のものには、いずれも「舜子説話」と思われる画像が残されている^{（注12）}。

- 1 後漢武氏祠画像石（傍題「帝舜名重華、耕於歷山、外養三年」）
- 2 ポストン美術館蔵北魏画像石室（傍題「舜従東家中出去時」）
- 3 ミネアポリス美術館蔵北魏石棺（傍題「母欲殺舜々即得活」）
- 4 ネルソン・アトキンズ美術館蔵北魏石棺（傍題「子舜」）
- 5 北魏司馬金童墓出土木板漆画屏風（傍題「虞帝舜」「帝舜二妃娥皇女英」「舜父瞽叟」「与象救填井」「舜後母姚虞」）

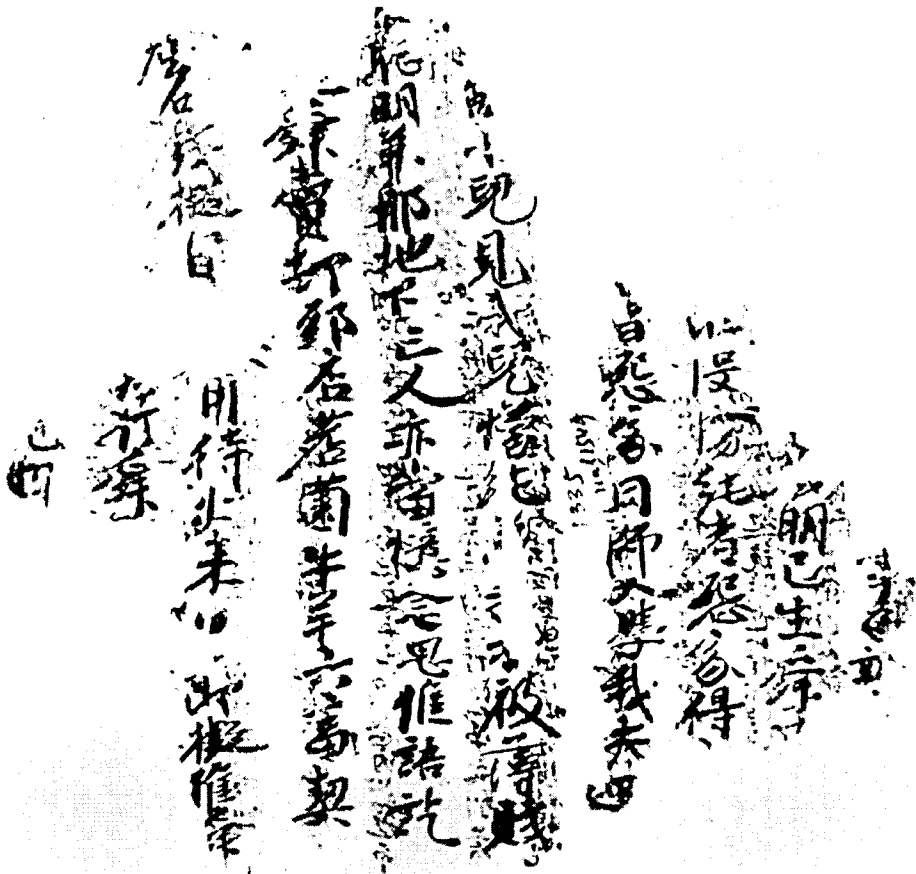
こうした画像石資料等は、文献資料の欠を補うものとして、極めて貴重なものであるが、資料の性格からして、刻字が少ない、あるいは画像のみで刻字が全くない場合には、画像が表現するものに對する各研究者間の解釈の相違が問題となってくる。例えばポストン美術館蔵「北魏画像石室」について、『中国画像石全集』8「石刻線画」（二〇〇〇年、河南美術出版社）の「図版説明」（四頁）では、井戸のそばにいて石を落としている二人について、『史記』の記事を典拠として、父の瞽叟と弟であるとしている。しかし、羽田本も含めて敦煌本『孝子伝』の「舜子」条や

『舜子至孝變文』では、いずれも父の瞽叟と後母が井戸の中に石を投げ込んだことになっていること、そして、井戸の二人に少し離れて一人の人物が井戸を見つめていることから、井戸端の二人は瞽叟と後母、それを見ているのが弟と考えるほうがより自然であろう^{〔註四〕}。すると逆に、こうした図像資料の製作年代の考察は、從來あまり判然としない敦煌本『孝子伝』のごとき孝子説話の成立の下限を推定する重要な根拠を提供することにもなるのである。

このように、画像石資料の利用に際しては、近年精力的に発掘紹介されている文献資料との対応関係を精査する必要がある。舜の孝行説話については、中国寧夏回族自治区より出土し、現在は寧夏固原博物館に所蔵される北魏時代の漆棺が注目される。そこには次のような「傍題」が書き込まれている^{〔註五〕}。

- 第一傍題 「舜后母将火烧屋欲殺舜時」
- 第二傍題 「使舜口井灌得金錢一枚錢賜口石填時」
- 第三傍題 「舜得急從東家井里出去」
- 第四傍題 「舜父朗盲去」
- 第五傍題 「舜后母負蒿口口市上売」
- 第六傍題 「舜来売蒿、応値米一斗倍得二十」

新出敦煌孝子伝資料と変文の関係



第七傍題「舜母后欲得見舜、市上相見」

第八傍題「舜父共舜語、父明即聞時」

興味深い点がいくつかあるが、まず、『孟子』や『史記』以来の舜の弟は姿を消し、敦煌本『孝子伝』や変文と共通する「后母」（後母）が登場する。次に何者からかは明記されないが、舜が井戸の中で「金錢一枚」を得るところも、敦煌本『孝子伝』や変文などの敦煌資料において、帝釈から銀錢五百枚を得るとする設定と類似する。また舜が脱出する「東家井」という語句も、敦煌資料を初め、ひいては『三教指帰』成安注や『太平記』と共通するものである。舜と父母と市場で邂逅し、父の目が開かれることも敦煌資料と同一。すなわち、固原の漆棺の漆書により、少なくとも北魏時代（三八六—五三四）以前には、敦煌本『孝子伝』や変文の一部と共通する説話が成立していたことが明らかになるのである。

七

既知の敦煌出土孝子伝資料と比較して、羽田本の特異な点は、そこにいわゆる「変文系統」の孝子伝と、従来『舜子変』として認識されているものの一部が、混在して書写されていることにある。これを見る限り、孝子伝と変文は同時期に並行して流布参照されていたごとくであり、両者は一方から一方へ段階的に「進化」し他方は忘れ去られるといった「新旧」の関係にあるのではないと考えられる。唱導や講經などの実際の現場で使用される際の用途に応じ臨機応変に選択されるべきものではない

かったか。そして、こうした併存が孝子伝説話に様々な変奏をもたらした一要因とも思われるのである。

『舜子変』に関連する興味深い資料がロシアにある^{〔註15〕}。一九六三年に刊行された目録に掲載されていることから新出のものとはいえないが、これまでの『舜子変』研究ではあまり取り上げられていないようだ^{〔註16〕}。その影印と解説文を次に掲げる。裏面の文字が透けて見えることから紙背文書とおぼしい。

IX四四〇V 舜子変（仮題）

1 事母〇

2 明已生舜

3 没〇能者怨家得

4 皆怨家同師入学我夫廻

5 〇小兒見〇兇憎能〇〇被薄賤

6 聰明兼那地下三人亦当憶念思惟語訖

7 舜賣却〇店〇齒牛羊六畜契

8 〇錢擬目〇〇用待火来〇即擬推舜

9 〇打舜

10 〇〇

わずかな断片で前後を欠落するため、これが『舜子変』と明記されていたかどうかは不明であるが（仮題とする所以である）、まず、二行目と七行目・八行目・九行目に「舜」とあることから舜子関係資料であること

とがわかり、三行目と四行目に見える「怨家」という語は、既知の舜子関係資料の中では現存「舜子変」(P二七二一V)にのみ見られるものであることから^(註1)、「舜子変」と命名する目録の判断は首肯できるが、すこぶる興味深い問題は、目録が指摘するように、この一文は現存「舜子変」にはどこにも見られないことである。料紙の損壞により判読困難な箇所も多く、その内容は判然としないが、「怨家」と「賣却」という二つの語句が注目される。

前欠「舜子変」P二七二一Vでは、執拗に繰り返される継母の舜に対する迫害が記されているが、その記事の流れを略記すれば次のごとくである。

A 出先から帰った父親に、継母は舜が棘を埋めたと讒言する。

B 舜は父に対して敢えて抗弁せず、義弟にむち打たれる。

C 継母は舜が悪友と交際していると再び讒言する。

D 継母は舜を懲らしめるために倉の修理を命じ焼き殺そうと父に提案する。

E 舜は継母の計略を察知するが、あえてこれを避けず機転をきかせて危地を脱する。

F (Cと同文)

G 継母は舜を抹殺するため、井戸浚いをさせて生き埋めにすることを提案する。

(以下略)

A・B・C(及びF)の記事は、この変文以外の舜子孝子説話には見られない独自のものであり、D・Eはいわゆる類書系統の孝子伝にみられ、変文系統の孝子伝にみられぬ記事である。ここで特徴的なことは、同様の記事が繰り返されることで、一つには継母の奸計を脱した後「先念論語孝経、後読毛詩礼記」という語句が記される(Bの末尾とEの末尾)、二つには、CとFの記事は同文で記され、その中に「賣却田地莊園」という語句が見えることである。またD・Gの記事に「怨家」の語句が使われる。先のD×四四〇Vに「怨家」と「賣却」の語句があることから、D×四四〇Vは、あるいは「舜子変」のこのあたりの部分、即ち舜に対する継母の迫害の場面に配置されるべきものではないかと推定される。

ところで、現在「舜子変」と称される資料は、首尾一貫した作品ではなく、「舜子変一卷」として始まる後欠本S四六五四と「舜子至孝変文一卷」と尾題して終わる前欠本P二七二一Vを接続したものである。両者の筆跡は明らかに異なることから、これらは全く別の資料なのであるが、活字にされた「舜子変」では、もちろんその旨の「校記」はあるもの、びたりと接続して翻刻されているために、あたかも一具の資料であるかのごとき印象を与えている。後欠本S四六五四は「舜子即忙下樹」(舜子、まことと思ひ露疑わず、急ぎ樹を下りて)で終わっており、前欠本P二七二一Vは「房中臥地不起」(「継母」は部屋で臥せったまま閉じこもる)と始まっているから、意味上は直接接続するものではない。これ

について、「この両本の基礎となるべき、舜子変が一巻あり、それがそれぞれ別の写記手によつて、一部分写されたものと見ることができよう」として、同一のテキストをもとにしたと考へる金岡照光氏の説もあるが^{注1}、現存『舜子変』に還元できない凡x四四〇Vの存在を考へると、『舜子変』のテキストを安易に一種に限定することに不安を覚へるのである。

先に見たとおり、継母が舜に計略をしかける場面は、次から次へと繰り返し異なる奸計を設定すればよいわけで、極端に言えばいくらでも増補改編が可能な構造を取っており、現存『舜子変』の文章を、唯一固定したものと考えねばならぬ根拠はどこにもない。

ここで想起されるのが羽田本の奇妙な書写態度で、羽田本ではいわゆる変文系統の舜子孝子説話を書写した後、続けて『舜子変』の一部（井戸での生き埋めとそこからの脱出の場面）のみを書写し、『舜子変』の途中で唐突に中断して、郭巨の説話に移っている。前欠本S四六五四の『舜子変』も料紙に余裕があるにもかかわらず、何故か白紙を残して書写を中断している。この現象の理由は不明であるが、こうした書写形態が本文の変形を引き起こす要因に成りうることは想像に難くない。羽田本孝子伝資料や凡x四四〇Vの存在は、孝子説話テキストの可変的な展開の様子をかいまみせるものであり、日本の古典文学に残された孝子説話の多様性の基盤となるものではないだろうか。

注

注1 黒田彰氏「孝子伝の研究」（平成一三年、思文閣出版刊）、幼学の会編『孝子伝注解』（平成十五年、汲古書院刊）。なお、本邦伝残の古孝子伝資料を取り上げた先駆的論文に西野貞治氏「陽明本孝子伝の性格並に清家本との関係について」（『人文研究』七一六（昭和三十一年七月））がある。

注2 これら二種の翻刻・影印は前掲『孝子伝注解』に掲載されている。

注3 佐藤義寛氏「三教指帰注集の研究」（平成四年、大谷大学）、細田季男氏「舜孝子説話をめぐって——本邦残存二種古孝子伝を中心に——」（『史料と研究』二六（平成九年六月）、黒田彰氏「重華外伝」前掲『孝子伝の研究』三五〇頁）。

注4 『今昔物語集』との関係については、今野達氏「陽明文庫蔵孝子伝と日本説話文学の交渉——附今昔物語出典攷——」（『国語国文』二二一五（昭和二八年五月）、同氏「古代中世文学の形成に参与した古孝子伝二種について——今昔物語集以下諸書所収の中国孝義説話典拠考——」（『国語国文』二七一七（昭和三十三年七月））との関係については、増田欣氏『太平記』の比較文学的研究（昭和五年、角川書店刊）第一章第二節「虞舜至孝説話の伝承」。孝子変文と本邦説話との関係については、早川光三郎氏「変文に繋がる日本所伝中国説話——『東京支那学報』第六号（一九六〇年四月）、川口久雄氏「敦煌本舜子変文・董永変文と我が国説話文学——『東方学』第四〇輯（昭和四五年九月）をそれぞれ参照。

注5 金岡照光氏「舜子至孝変文の諸問題」『大倉山学院紀要』第二輯（昭和三十一年一月）、同氏「敦煌文献と中国文学」（二〇〇〇年一〇月、五曜書房刊）第一部第一章「敦煌本「董永伝」試探」第一部第二章「敦煌本舜子変再論補正」、高橋稔氏「敦煌本孝子伝覚え書」『東京学芸大学紀要』第二部門第三五集（一九八四年）、梶尾武氏「敦煌変文孝子伝と舜子変の比較」（『中国文学論叢』第一号（一九六八年三月）をそれぞれ参照。「舜子変」の現代語訳と注釈が矢久義高氏編『仏教文学集』（『中国古典文学大系』第六〇巻、昭和五〇年、平凡社刊）に所収。その他の論考については、前掲『孝子伝注解』の舜の項の注に詳しい。

注6 落合俊典氏「羽田亨稿《敦煌秘笈目錄》簡介」郝春文主編『敦煌文獻論集』二〇〇一年遼寧人民出版社所収。また、鎌倉時代浄土宗西山派の学

匠顕意道教の当麻曼陀羅讚嘆書である。『当麻曼陀羅聞書』(拙編『顕意上人全集』第一巻所収、平成十五年浄土宗西山深草派刊)にもこの古逸經典が引用されており、同じく同経を引用する良忠の『観経疏伝通記』との關係については稿を改めて論じる。

注7 王三慶氏『《敦煌變文集》中的〈孝子伝〉新探』『敦煌学』一四(一九八九年四月)、同氏『敦煌類書』研究篇一章二節(三)(麗文文化事業股份有限公司、一九九三年)、前掲黒田彰氏『孝子伝の研究』四四頁以下を参照。

注8 この『詠神亀』がテーマとする説話は、ジャータカやパンチャタントラに端を発して広く東西に伝播し、東は漢訳經典等を経由して日本の『今昔物語集』へ流れ込み、西はパンチャタントラの訳本などを通してキルヒヤールの『シナ図説誌』の図像に反映されていることが判明した。拙稿「亀が空を飛ぶ話の生成と展開」『同朋大学仏教文化研究所紀要』二二号(二〇〇三年四月)参照。

注9 王三慶氏前掲論文、曲金良氏「敦煌写本《孝子伝》及其相關問題」『敦煌研究』一九九八年第二期。

注10 同様の事例は、『敦煌變文集』以来、『董永変文』と呼称されてきた資料についてもあてはまる。董永の孝子説話を主題とするこの資料にはどこにも「変」「変文」の題名はなく、図像を指示するような語句もないことから、研究者の間でもその文学史的位置付けは一定していない。前掲金岡照光氏「敦煌文獻と中国文学」第一部第一章「敦煌本『董永伝』試探」を参照。

注11 道端良秀氏「補遺 二十四孝と仏教―二十四孝押座文について―」『唐代仏教史の研究』第二版(昭和四二年、法蔵館刊)。

注12 これらの図版は前掲幼学の会編『孝子伝注解』に掲載されている。

注13 ポストン美術館及びミネアポリス美術館の北魏石棺をめぐる諸問題については、黒田彰氏「鍍金孝子伝石棺統貂―ミネアポリス美術館蔵北魏石棺について―」『京都語文』九号(二〇〇二年一〇月)が詳しい。

注14 寧夏固原博物館編『固原北魏墓漆棺画』(一九八八年、寧夏人民出版社刊)による。

注15 参照したのは次の目録である。孟列夫(Л·Н·緬希科夫)主編『俄藏敦煌漢文写卷叙録』(一九九九年、上海古籍出版社刊、原著は一九六三年刊)。その五九二頁に「Лx-14406(舜子変)《敦煌變文集》裏該經典

作品的殘卷中沒有類似的地方。手卷背面。十行、不全。楷書大字、字体潦草。無題字。從“明已生舜子口”、到“打舜(子)”。細目、參看本書977·(1)參看本書977。」とある。この資料の影印が近時刊行された『俄藏敦煌文獻』⑥(一九九六年、上海古籍出版社刊)に掲載されている。

注16 少なくとも本稿で注記した参考文献には、この資料に関する言及は見あたらない。

注17 この語は継母が舜子をさしている言葉で、「是你怨家修倉、須得兩個空子」「是你怨家有言」などと使われる。前掲入矢義高氏編『仏教文学集』では「あいつ」と現代語訳されている。

注18 前掲金岡照光氏「敦煌文獻と中国文学」七一頁。

補記

本稿最終校正時、黒田彰氏より、近く刊行予定の御高論を恵与された。論点は多岐にわたるが、孝子伝と変文との關係をどうみるかというところでは、陽明本孝子伝と舜子変との間の酷似を指摘する西野貞治氏の論をさらに進めて、『三教指帰成安注』所引の逸名孝子伝に注目し、舜子変の材料となった孝子伝について、「むしろ成安注所引、逸名孝子伝の如きものに外ならなかった」としている。その他、中国の諸文獻における舜の伝承の展開相や、画像石等の孝子伝図についても精緻な分析が成されており、現段階での孝子伝と変文についての最新の成果といえよう。学思に感謝申し上げますと共に、詳しくは直接同氏の論文に依りたい。

黒田彰氏「重華贅語―孝子伝図と孝子伝―」長谷川端氏編『論集太平洋の周辺』所収(平成一六年四月、新典社より刊行予定)。

付記

羽田記念館の西域文献資料写真につき御教示を賜りました落合俊典氏と、資料の閲覧と翻刻をご許可下さいました羽田記念館に厚く御礼申し上げます。